明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○港湾の施設の技術上の基準を定める省令の一部を改正する省令（国土交通七八）　一

〔告　示〕

○健康増進法施行令第三条第二号の規定に基づき内閣総理大臣が定める区分、項目及び額を定める件（消費者庁六）　二

○政党交付金の交付を受けるべき政党の名称及び平成二十五年分として各政党に対して交付すべき政党交付金の額を公表する件（総務三六一）

○特定交付金の交付を受けるべき政治団体の名称及び当該政治団体に対して交付すべき特定交付金の額を公表する件（同三六二）　三

○日本国に帰化を許可する件（法務三四〇）

○平成二十六年度産あへんの収納価格を定める件（厚生労働二九九）

○平成二十六年度産けしの栽培区域及び栽培面積を定める件（同三〇〇）

○港湾の施設の技術上の基準の細目を定める告示の一部を改正する件（国土交通八六一）　四

○砂防法第二条の土地を指定するとともに、直轄砂防工事を施行する件（同八六二～八六四）

○住宅の品質確保の促進等に関する法律の規定により登録住宅性能評価機関の登録内容を変更した件（関東地方整備局四〇〇、四〇一）　六

○道路に関する件（同四〇二、四〇三）　七

○浄化槽の型式を認定した件（近畿地方整備局二〇三）

○登録住宅性能評価機関の評価員の氏名を変更した件（同二〇四、二〇五）

○都市計画に関する件（沖縄総合事務局四二）　八

〔国会事項〕

内閣　国家公安委員会　警察庁　八

〔人事異動〕

内閣　国家公安委員会　警察庁　八

〔皇室事項〕

公　聴　会　八

〔官庁報告〕

労　働

最低賃金の改正決定に関する公示（北海道労働局最低賃金公示二、千葉同一、山梨同一、大阪同一、福岡同一）　八

公　聴　会

一般ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会の開催（経済産業省）　八

〔資　料〕

閣議決定等事項　九

〔公　告〕

諸　事　項

官庁

財団、公示送達、成田国際空港の安全確保に関する緊急措置法第三条第二項の規定関係　九

裁判所

相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係　三〇

地方公共団体

教育職員免許状失効関係　三一

会社その他

省　令

○国土交通省令第七十八号

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第五十六条の二の二第一項の規定に基づき、港湾の施設の技術上の基準を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年九月十八日

国土交通大臣　太田　昭宏

港湾の施設の技術上の基準を定める省令の一部を改正する省令

港湾の施設の技術上の基準を定める省令（平成十九年国土交通省令第十五号）の一部を次のように改正する。

第一条中第六号を第七号とし、第三号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、同条第二号中「（技術基準対象施設の設計に当たって、当該施設の要求性能を満足し続けるものとして設定される期間をいう。以下同じ。）」を削り、同号を同条第三号とし、同号の前に次の一号を加える。

二　設計津波　技術基準対象施設を設置する地点において発生するものと想定される津波のうち、当該施設の設計供用期間（技術基準対象施設の設計に当たって、当該施設の要求性能を満足し続けるものとして設定される期間をいう。以下同じ。）中に発生する可能性が低く、かつ、当該施設に大きな影響を及ぼすものをいう。

第七条第二項中「津波」を「設計津波」に改める。

第十四条第二項第一号及び第三号中「津波」を「設計津波」に改め、同条に次の一項を加える。

3　前二項に規定するもののほか、当該防波堤の被災に伴い、人命、財産又は社会経済活動に重大な影響を及ぼすおそれのある防波堤の要求性能にあっては、構造形式に応じて、当該防波堤を設置する地点において設計津波を超える規模の強さを有する津波が発生した場合であっても、当該津波等の作用による損傷等が当該防波堤の構造の安定に重大な影響を及ぼすのを可能な限り遅らせることができるものであることとする。